

議会全員協議会

会議録

令和3年3月1日（月） 午後2時55分 開会

- 招集月日 令和3年 2月16日
○開会日時 令和3年 3月 1日 午後 2時55分
○閉会日時 令和3年 3月 1日 午後 4時01分
○場 所 七戸町役場議会議事堂
-

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	疍清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	佐々木寿夫君		10番	附田俊仁君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	中野昭弘君	企画調整課長	田嶋邦貴君
		(兼地域おこし総合戦略課長)	
財政課長	金見勝弘君	税務課長	附田敬吾君
社会生活課長	澤山晶男君	健康福祉課長	井上健君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長	田中健一君	農業委員会会長	天間俊一君
代表監査委員	野田幸子君	監査委員事務局長	天間孝栄君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	天間孝栄君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議を傍聴した者（2名）

○案件

- （1）七戸町被災経営体再建支援事業費補助金について
（令和3年1月専決補正予算）
 - （2）七戸良質堆肥センタープラント設備撤去費負担金について
（令和3年2月専決補正予算）
 - （3）農業関連施設（農協）の無償譲与等について
 - （4）十和田地区食肉処理事務組合の解散等について
 - （5）一社）東八甲田ローズカントリーの財務状況について
 - （6）七戸町公共施設等個別施設管理計画について
 - （7）（報告）新型コロナウイルスワクチン接種計画について
-

○会議の経過

○議長（瀬川左一君） ただいまから、議会全員協議会を開催いたします。

お諮りします。

七戸町まちづくり条例第10条の規定により、本協議会の傍聴を許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

しがたいまして、傍聴を許可することに、決定いたしました。

本日の議会全員協議会は、町長からの開催要請を受けて開催することになりましたので、御了承願います。

初めに、町長より御挨拶をいただきます。

町長。

○町長（小又 勉君） 議会全員協議会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、議会散会后のお疲れのところ、議会全員協議会に御出席いただきありがとうございます。

本日、御説明申し上げます案件でございますが、農林課5件、財政課1件、健康福祉課1件の計7件でございます。

1件目の七戸町被災経営体再建支援事業費補助金については、大雪等により倒壊した農業用ハウスの再建に対する一部助成について、その計画内容について御説明いたします。

2件目の七戸良質堆肥センタープラント設備撤去費負担金については、令和3年4月1日に十和田おいらせ農業協同組合へ無償譲与することにしておりますが、不要となる堆肥製造プラントの撤去費用の一部負担について御説明いたします。

3件目の農業関連施設（農協）の無償譲与等については、ゆうき青森農業協同組合と十和田おいらせ農業協同組合に指定管理を行っている9施設について、令和3年4月1日に無償譲与したいので、それに伴う条例の廃止及び土地の売買契約等について御説明いたします。

4件目の十和田地区食肉処理事務組合の解散等については、十和田食肉センターの民営化に伴う、十和田地区食肉処理事務組合の規約変更、解散、財産処分について御説明申し上げます。

5件目の一般社団法人東八甲田ローズカントリーの財務状況については、令和2年度の収支状況について御説明いたします。

6件目の七戸町公共施設等個別施設管理計画については、七戸町公共施設等マネジメント計画の下位計画として、施設ごとの現状と課題を整理し、今後の方向性等を検討して、各施設の具体的な対応方針を本計画で定めることとしており、その計画内容について御説明いたします。

7件目の新型コロナウイルスワクチン接種計画については、予防接種法に基づき、厚生労

働大臣の指示のもと、各自治体において実施するワクチン接種について、町の計画を御報告申し上げるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたしまして御挨拶といたします。

○議長（瀬川左一君） それでは、次第に基づいて進めてまいります。

案件1「七戸町被災経営体再建支援事業費補助金について」から、案件5「一般社団法人東八甲田ローズカントリーの財務状況について」までの説明をお願いします。

農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） それでは、説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。令和2年12月からの風雪、大雪による被害状況でございます。1月19日現在でございます。パイプハウスの被害棟数は、93棟に上っております。そのうち、施設園芸、畜産関係でのハウスは68棟という報告を受けておりました。それを受けまして、町では、七戸町被災経営体再建支援事業ということで、パイプハウスを再建するものに対して、補助をしたいということでございます。補助の内容としましては、施設園芸や、畜産関係で再建するパイプハウスに対して、その材料費について20パーセント以内で補助したいということで、専決処分として2,310万円を予算措置しております。施設園芸のハウスの大きさによって補助額の上限を設けております。40坪以内、上限20万円。41から60坪までを上限30万円。61坪以上については、40万円ということにしております。また、被害を受けている方々に対しては、農協でも農協発注に対しては、補助をしていく予定としております。ただ、国のほうの支援が、今般、やっと動き出しました。2月の1日から、町の補助事業に再建をするという届出をしていただいた方は、41棟、35名の希望者でしたけれども、今般、先週の金曜日、県で説明会等を設けまして、国の事業がハウスの復興ということで2本立てで発表されております。一つは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の中から、上限を3割以内とするもの、持続的生産強化対策事業として支援するもの、2分の1以内としておりますが、様々な状況または条件、対象者というものに条件が加わっている模様でございますので、いま盛んに国の事業と町の事業を併用しながら、農家の方が有利に再建できるように調整を図っているところでございます。

次に、2番目の「良質堆肥センタープラントについて」は、3番の「農協の無償譲与等」と深く関わりがありますので、まず、3番目のほうから説明していきたいと思っております。8ページをお開きください。農業関連施設の無償譲与等につきましては、今年度までは、指定管理で運営されていたものについて、農協等との指定管理がそぐわないのではないかなということもございましたので、農協と協議を進めた結果、補助事業で取得したうわものについては、無償譲与で大筋合意しております。また、町の土地については、町が取得している土地でございますので、不動産鑑定した評価額において譲渡することとして合意に至っております。建物、土地ともに引き渡し日、譲与日は、令和3年4月1日ということにしております。今後のスケジュールとしましては、今議会で条例等の廃止、行政財産としての用途廃止をし

たあと、普通財産となったあとに、契約等を行いたいと考えております。次のページの9ページに施設の概要、規模、売買価格等が載せてあります。9番目の七戸良質堆肥センターについては、隣にあるライスセンターが、将来的というか、十和田おいらせでカントリーエレベーターを十和田市に新設する予定で、そこにライスセンター等が集約されるということから、もみ殻等が出なくなるということもございまして、用途変更しての譲与となります。今後は、ナガイモの催芽処理や種子ニンニクの調整作業、ニンニク収穫期の保管庫として利用される予定で県、国と協議をして了承されているものでございますので、中にあるプラントですが、必要なくなるものについては、きちんと用途に沿った使い道をしていくという段階で撤去が必要であろう。町の所有物でございますので、全額町で負担したいところでございますが、農協との調整もつきまして、半分づつの折半ということで、2番目のほうの良質堆肥センターの4ページになりますが、4月1日までにきれいに撤去を終えたいということから、専決処分をしております。当初の見積額では、566万8,300円。入札によって現在では、490万円で落札しておりますので、その半分が撤去費用として町が負担することとしております。

次に、「十和田地区食肉処理事務組合の解散等について」でございます。

10ページでございます。十和田食肉センターの民営化について、これまでの経緯は、理容が主である、伊藤ハム株式会社のほうから、施設の老朽化が進んでいるので、更新していただきたいという要望が上がってございましたけれども、改築・解体・新設、その他もろもろの事業規模になりますと65億円程度が予想されておりますので、構成する4市町村では、非常に難しい。逆に、伊藤ハムのほうに民営化してほしいという要望を4市町村、県をとおして申し入れしてございました。なかなか話は進まなかったのですが、令和2年8月、みらいグローバルファーム株式会社が、十和田市内に畜産クラスターを活用した和牛繁殖センターをいま整備中でございます。親会社になるのが伊藤ハムでございますが、そういった事業を展開する中に、伊藤ハムの100パーセント子会社のIHミートパッカー株式会社が本店を移して、十和田食肉センターを直営でやってもいいという合意に至っております。そこで、従来の、と畜業務については、現行の条件で利用できるようにしてほしいという協定と、事業の承継について、事務については十和田市がそのまま引き継ぎます。さらには財産の承継については、基本IHミートパッカーに全部、無償譲与します。ただし、十和田食肉衛生検査所に県の関係の団体ですが、そこに土地を貸している部分と周りの農業者が通る公衆用道路の一部、それに付随する橋、あと、パソコン2台については、十和田市が承継することになっております。留保資金については、まだ、正確な金額ではございませんが、6月末現在で6億8,000から9,000万円の留保資金になるであろうと思われているものについては、十和田市がそのまま承継して、譲与したあと、食肉センターを施設整備するとき、新設、改修等がなされるときに、補助金として出す財源として十和田市がそれまでのあいだ、管理することとしております。具体的なスケジュールについては、今議会に提案しております3つの案件が了承されましたあと、4月には、知事へ解散の届出、5月の下旬には、組合

の脱退の議決を経まして、6月30日に事務組合の解散、7月1日から民営化を予定しております。11ページのところに食肉事務組合が管理している建物、土地等について載っておりますが、この緑の道路部分と緑の斜線部分が橋等になっておりますので、その部分については、十和田市が管理します。その道路の下の部分の食肉衛生の事務所があるところとその向かいのところについては、そのまま十和田市が管理してそこに貸付する。それ以外の事務組合の所有しているものは、全部、IHミートパッカーに無償譲与するという予定となっております。

次に、5番目の「東八甲田ローズカントリーの財務状況」でございます。

12ページになります。11月末現在において、みなさんに御説明申し上げたときには、見通しとしては400万円ぐらいの赤字が見込まれるということで説明を申し上げておりました。幸いにも国の持続化給付金等の補助もいただくことができましたし、いろいろ経理の見直しや、そういうことを進めていった上で、いまの状況で行くと、約17万円ぐらいは赤字になるであろうという見込みでございますが、このあと、事業が確定したあとの消費税の支払いが、翌年度の5月にありますが、大体消費税の支払額が50万円から60万円ぐらいということでございますので、この事業の消費税の支払部分が、少し不足している状況でございます。残すところ1カ月余りでございますので、さらなる努力を続けますが、もし仮に、この試算どおりにいきますと、50万円ぐらいが3月の専決で必用になるのではないかなと思っております。御了承のほどよろしく願いいたします。あと、先般12月からの大雪でいつもより除雪費用がかさんでおります。こちらは指定管理料でございますが、まだ3月もどの程度雪が降るのか、見通しが立たない状況であります。例年よりも増えている、いま現在試算しているのは、30万から40万円ぐらい増えるのではないかと見越しておりますが、豪雪の状態によっては、さらなる費用が必要になってくる場合もあります。特にローズカントリーについては、大きな重機とかそのような除雪機械を持っていませんので、どうしても人力の作業が増えてきます。間に合わない場合には、いろいろ町のほうの建設課にお願いをしたりもしておりますが、いかんせん大雪になりますと、除雪機械もいろいろなところを走っているわけですから、やはり一般生活のほうが優先されるということもございます。ハウスの維持等につきましては、最大努力していきたいと思っておりますので、その場合も3月の専決で多少増額が予想されると感じておりますので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 3番目の「農業関連施設の無償譲与等について」について伺います。

当時、七戸の良質堆肥センターの場合も、私も当時、農協の理事でありました。そのときには、これは天間も同じだと思いますが、農協で企画して、それで税金とかそのような関係

もあることから、行政が持ったという経緯があるでしょう。そうでしょう。だけれども、とすならば、無償譲与はいいのです。これは、補助金付きの無償譲与ですか。違うでしょう。農協で計画して、これが欲しいからという形で、役場の持ち物でありました。これは、指定管理しているときは、この話はなかったでしょう。それで指定管理を解除して、あなたがたどうぞとなったときに、壊します、撤去しますからその撤去費用の補助金をくださいというのはおかしくありませんか。もう1回言います。自分たちが計画を立ててやってきた、指定管理をやってきました。これが指定管理を解除します。それは、それでいいのです。そのまま受ければいいのです。無償譲与だから。だけれども、次の施設に使いたい、それは農協の勝手でしょう。いま現在がその状態なのです。本来ならば、そのまま指定管理をしたのでしょう。それが、指定管理を解除して無償譲与する、あげるということでしょう。なんで、撤去するための補助金とかをつけなければならないのですか。おかしくない。無償譲与、土地を売るのは売ってもいいです、無償譲与は、無償譲与です。例えばもし、この理屈が成り立つとするならば、いままでの保育所なんでも無償譲与しました。そのとき来年から（聞き取れず）取り壊すから、その補助金もつけて無償譲与するのですか。町長、おかしくない。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） はい、議員おっしゃるとおりでございますけれども、今回は無償譲与するというときに、このまま使うのか、要は、ここは燻炭を作るところで燻炭を作ったあと、農家に提供するという用途で作ってある施設でございました。現在、十和田おいらせ農協では、大規模なカントリーエレベーターを利用したライスセンターの集約化というものを進めております。現在、良質堆肥センターがそのままの状態です。事業を継続するというのであれば、いまのような負担金等も生じない状況でございます。ただ、まず最初に、それがもうやめます、町として用途変更しますという話から、どういう使い道になるのかということ、こういう使い道ができます、地域貢献ができますという提案を受けた中で、県、国と協議をして、その考えであるのであれば譲与しても補助金の返還はありませんというところまでこぎつけた中で、実際に譲与の承認を取り付ける段階では、町の所有になっているので、町がその用途を変えますということになったときに、町は本来所有者であるので、そういう使い道になった状態で引き渡すというのが本来のスタイルであると思われまます。町が税額負担をしながら、そういうふうにして使って継続していただくという契約になるのであれば、それでもよかったですでしょうけれども、そこはJAと協議をした中で、受ける側も利用価値があるという状態であるということで、折半という協定を結んでいるものです。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） おそらくその話で、話がついているから、いまさらどうしようもないということは、それはいいのです。ところで町長、いままでも農協でやっているところ、それ以外の形のものも出てくると思います。そういう時に、いまみたいな形で、実際事業を行う側の要望を受けて、いろんな税金関係などのこともあってこういうふうになったという

経緯は私もわかります。でもこれからこういう状態になると、さっきも言ったとおり、本来なら自分たちが要望して、それでやめたときに撤去するから、その費用もという、それはないでしょう。

これだけは答えていただきたい、これからでもそういう形のもの、もう行政では手を出すべきものではないと思います。どうですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。

実は非常にプレッシャーがかかりました。とにかくほとんど全部、指定管理、無償譲与なり、そういったことをしなければならぬということで進めてきました。ゆうき青森の部分は大体作った経緯はわかっています。わかっていますけれども、十和田おいらせの、例の堆肥センター、あれについては、聞くとよくわからない。欲しくて作ったものでないような話しも聞こえたり。実は、これは難航しました。もういらないと。いわゆる大きなライスセンターを作るとか、カントリーを作ると。ですから、ほとんど利用価値がなくなると。そうこうしているうちに、これだけをやらないで繰り越すわけにはいかない。いろいろ協議をした結果、新しい組合長にもなりまして、それでようやく協議がまとまった。大体、これで落ち着いたと思っておりますが、これから考えられるのは、ほとんどないような気がします。このように負担を伴って、補助金を出してまで、そういう譲与というものは、今後しないように努力をしていきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 2ページのパイプハウスの補助の件ですけれども、40坪以内は上限20万円で、次が41から60坪となっているのですけれども、そうすると40.5坪だとどうなるのか。線の引き方なのですけれども、40坪未満を上限20万円にするとか、41からではなく、40から60坪未満にする。61坪以上というのは、60坪以上にするとかにしないと、ちょうどその1坪のところでもどちらにも入らないところが出てきていると思ったので、そこは直す必要があると思います。40坪から60坪までとすると、20坪の間の補助金の金額がちょうど20万円違うわけなので、1坪当たり2万円だとすると、20万円と10万円というと、ちょっとのところでも10万円の違いが出てくることを考えると40坪から60坪の間は、1坪刻みで40坪を超えた分は、プラス1坪当たり2万円というやり方のほうが、ちょっとのところでも10万円もらう、もらわないの差が緩和されていいのではないかと思いますので、これからまだ決める余地があると思えば、その辺も検討していただきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） これから要綱等を作成していきますので、参考とさせていただきます。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 2つありますが、まず1つは、ハウスですが、1ページ目を見ると1月の19日現在ということなので、いま、もう少し増えていますね。それが1つ。

もう1つ、2ページ目のところですが、県、国、農協も支援を検討しているということですが、例えば1棟、再建にあたって町の助成、県、国、農協、全部受けることができるのか。全部受けることができれば、農家個人の持ち出しは、非常に低くなるのだけれども、どれか一つしか受けることができないとなるとそれもまた考えなければいけない。一番有利なところから取っていかなければいけないとなるので、そのところが決まっているのであれば教えていただきたい。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） はい、お答えいたします。

まず被害棟数でございますが、1ページ目は1月専決をする上で、1月19日現在の数字です。2ページ目の下段のほうでございますが、2月22日現在、町がハウス補助します、届けてくださいというのを受けたあと、届出があったもの等を含めまして全部で111棟でございます。そのうち当初は施設園芸畜産関係の68棟を補助対象としておりましたが、2月22日現在では、73棟、81名になっております。補助率の関係でございますが、町は当然、どれにのってもこの条件の中で支払いはしていきます。農協に関しましては、基本、農協発注のものでなければ補助ができないという回答をいただいております。十和田おいらせ農協に関しては、多分、補助はするであろうということでございますが、国の事業にのってもするかどうかというのは、まだ確定しておりません。ゆうき青森農協に関しては、国の事業にのろうが町の事業にのろうが、農協から購入したものについては、補助したいという状況でございます。国の事業は、どちらも概算で3割の補助になります。ここに、一つは、50%の補助事業が発表されております。3ページでございます。中段の持続的生産強化対策事業での再建であると、最大2分の1とついておりましたが、よくよく条件等確認しますと、10分の3ほどしか、この町の被害の方々が対象になるのはそれぐらいであろうと思われれます。ただ国の事業になりますと、パイプハウスが、潰れたハウスの減価償却費、いま残存率がいくらかによって補助率が違ってきます。最低パイプハウスの場合は、10年の保存年限ということになりますので、10年以上経過していると国の事業であっても、1割程度にしかならないのかなど。それでも、町とJAと三つ含めると4割近くまでいきますというところでございます。まだ、国のほうがQ&A等が、説明会等が終わったばかりで今週末に申請を出してくださいという割には、中身のほうの提供がなかなか出てこないものですから、いま盛んに農家の皆様が、どの事業にのることができるのか、振り分け作業をしている段階で、一概に何とも言えないのがもどかしい状況です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） もう一点お願いしたいのですけれども、先ほどおいらせ農協のほうの状況はわかりましたが、ゆうき青森のほうの無償譲与ですが、これも補助金は当然入っているわけで、無償譲与することによって、国に対する返還金というものが発生するのですか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） はい、お答えいたします。

十和田おいらせ農協のほうは、使い道を変えて了解を得ながら使用者も変えるという手続きで合意が得られておりますので、当然、補助金の返還はない。ゆうき青森農協のほうは、使い方は従来そのまま何も変えないで、使う人が変わりますという協議になっておりますので、ゆうき青森の施設に関しても、県、国と協議をして、それであれば返還しなくてもいいということで話についてはおります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 続いて、案件6「七戸町公共施設等個別施設管理計画について」説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） 財政課から七戸町公共施設等個別施設管理計画（案）について御説明いたします。初めに、計画の概要についてでございますが、本計画は、平成29年3月に策定いたしました、七戸町公共施設等マネジメント計画、本日は概要版を参考資料として配布しておりますが、こちらに基づいて課題を整理しております。ここで定めた基本的な方針に基づき、施設ごとの現状と課題を整理し、各施設の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。当町の公共施設等の約3割は、旧耐震基準によるものであると同時に、全体の半数程度は、築30年を経過していることから耐震化や施設の修繕はもとより、大規模な更新が大きな課題となっております。資料の2ページを御覧ください。ここでは、計画の位置づけを示しておりますが、国のインフラ長寿命化基本計画における個別計画として位置付けております。橋梁長寿命化修繕計画などのインフラ施設と並行して、公共施設等建物のうち、上下水道施設と公営住宅を除いたすべての施設を対象としております。続いて3ページを御覧ください。計画期間についてですが、公共施設等マネジメント計画は、平成29年度から令和18年度までの20年を計画期間としております。本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間で第1期、令和9年度から令和18年度までを第2期として計画しています。4ページを御覧ください。ここでは、本計画の対象施設の施設数と延べ床面積を施設分類ごとにまとめております。総施設数184施設、延べ床面積は、約11万8,642平方メートルとなっております。詳細は、別添1の個別施設一覧のとおりとなっております。5ページを御覧ください。施設の状態等の調査についてでございますが、耐用年数や耐震化の状況などの施設情報を整理したうえで、利用状況や運営コストの調査と建物の劣化及び損傷状況等をまとめて、施設カルテを作成しました。この施設カルテの評価に基づいて、6ページを御覧ください。6ページに記載のとおり、施設の状況や利用状況、重要性等を考慮し、対策の優先順位を決めて取り組んでまいります。続いて、7ページを御覧ください。対策の実施方針ですが、施設点検の基本方針を定めると同時に、大規模改修の時期を建築後30年、建て替え周期は、大規模改修を経て60年。更には、長寿命化へも取り組んでまい

りたいと考えております。また、用途廃止をした施設のうち、公共施設として活用が見込まれない施設については、民間への譲渡等による産業振興やまちづくりの推進に繋がるような事業に有効活用してまいりたいと考えております。続いて令和3年度の主な取り組みについて御説明いたします。別添資料2、「I期実施計画」、こちらの資料です。一番上に、新規建設工事として（仮称）七戸町総合アリーナの建設工事が始まります。ナンバー1では、七戸小学校のグラウンド改修等の事業に着手いたします。ナンバー2は、鶴児平会館です。老朽化が著しいため用途を廃止し、解体いたします。ナンバー3からナンバー10の農業施設については、先ほど農林課長のほうからの説明のとおり農協へ譲与いたします。ナンバー11の旧天間館中学校校舎は、民間への譲渡の方向で準備を進めてまいります。また、旧けやきの家などの施設については、令和3年度中に解体撤去いたします。ナンバー12の旧榎林中学校、ナンバー13の旧七戸教育センター、ナンバー14の旧七戸保健所については、今後の利活用について再検討を行います。ナンバー15の旧七戸幼稚園については、町内会への無償貸し付けの協議を継続いたします。ナンバー16の七戸体育館からナンバー20の七戸第2体育館までのスポーツ施設については、総合アリーナ建設後に用途廃止の計画となっておりますが、用途廃止後の利活用について検討を進めます。ナンバー21の柏葉館からナンバー24の図書館については、南公民館、中央図書館は、建築後57年が経過していることから、類似施設の中央公民館、柏葉館とあわせて今後の整備運営について検討を行います。ナンバー25、26の役場庁舎については、新庁舎建築を見据えて、建設維持管理、運営等を行政と民間が連携して行う、いわゆるPPPの導入に向けた調査検討を進めます。ナンバー27、28の福祉センターについては、統廃合の検討を進めます。ナンバー29からナンバー32の消防団と集会施設については、機能の複合化について検討を進めます。ナンバー33の文化交流センターについては、今後の利活用の検討。ナンバー34の職業能力開発校については、事業継続に係る費用対効果の検証と長寿命化について。ナンバー35の七戸中学校、ナンバー36の城南児童センターについては、大規模改修等について検討を進めます。最後に、本「七戸町公共施設等個別施設管理計画（案）」についてのパブリックコメントを2月19日から3月19日の期間で実施しています。その後、3月末には計画を策定するスケジュールで事務を進めてまいります。

以上が、七戸町公共施設等個別施設管理計画（案）についての説明となります。

○議長（瀬川左一君） それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 公共施設の利用率、必要というのは人口に比例していると思います。いま現在、公共施設が過剰になっている状態であるという話を聞いたことがあります。これから、人口減少が進んでいくと公共施設そのものも使われないものが出てくると思っております。そういうものも勘案されているのでしょうか。また現在、どれくらい処理していかなければならない施設があるのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） 答えいたします。

施設の数でございますが、さきほどの一覧表にお示ししている施設を町が抱えております。これらの施設を同じように管理をして、同じように建て替えの時期を迎え、建て替えていくような財政状況は、今後は考えにくい状況であります。古くなると建物をどうするかということで、さきほどご説明いたしました、令和3年度中に喫緊に取り組むべき施設を説明いたしました。そのような施設を計画どおり、令和3年度から令和8年度までの6年間に、廃止、撤去、有効活用できたとしても、現状の見込みでは1%の減にも満たないような状況となっております。これは譲渡が確定しているものだけですが、さきほどもご説明いたしました旧天間館中学校、旧榎林中学校、あのような大きな施設が民間等で利用するなど町が抱えていく施設から除かれていくと、全体の割合ではかなり下がってくると思います。ただ冒頭で申し上げました、総合アリーナを含んだ荒熊内エリアにかなりの公共施設が集積されていきますので、そういったものを考えると見通しが計画どおり平準化されて、どんどん減らしていくことは、そう簡単なことではないと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

続いて案件6「新型コロナウイルスワクチン接種計画について」の説明をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） それでは、健康福祉課から七戸町新型コロナウイルスワクチン接種計画の説明をしたいと思います。訂正箇所が何か所かありますが、訂正箇所については、説明の途中で訂正をいたします。また、ワクチンの供給量やスケジュールにより今後の計画変更は十分にありうるものと思われませんが、現段階での計画ということでの説明をいたします。

それでは、1ページをお開き下さい。1つ目は、接種対象者の概数及び見込接種者数です。総人口は、令和3年1月1日現在で15,741人です。接種順位は、1番目医療従事者から高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60から64歳の者、16から59歳の者、上記以外の者となっております。接種見込率につきましては、接種順位の2番から5番が70%。6番につきましては、60%を見込んでいます。接種率で接種見込者数の合計は、全体で1万20人を見込んでいます。2番に移りまして、接種券の発送スケジュールですが、高齢者（65歳以上）ですけれども、今月の下旬を予定しています。それ以外の者は、4月以降の国が示す時期としています。次に、接種対象者別の接種時期ですが、医療従事者のほうは、接種されているという報道のとおりでございます。高齢者につきましては、4月12日以降となっております。基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60から64歳の者、上記以外の者につきましては、6月上旬を見込んでいます。接種体制ですが、七

戸町では、個別接種と集団接種の併用を予定しています。個別接種の実施医療機関ですが、公立七戸病院、工藤医院、しちのへ内科クリニックです。七戸病院につきましては、週1回の個別接種を計画しています。接種可能回数ですけれども、1医療機関につき1日当たり300回程度を見込んでいます。予約の方法ですが、各医療機関への直接の電話予約となります。2ページですけれども、集団接種、接種会場は、屋内スポーツセンター、ふれあいセンターと書いてありますけれども、いまのところ中央公民館のほうに訂正願います。接種可能回数ですけれども、1日200回程度とありますけれども、こちらのほうも250回程度と訂正願います。予約方法でございますけれども、健康福祉課にコールセンターを設置する予定としております。オペレーターは4人を配置する予定です。交通手段は、自家用車又は町内の巡回シャトルバスを予定しております。人員体制ですけれども、合計23人を予定しております。4番、5番の予診、ワクチン接種につきましては、七戸病院のスタッフを予定しています。3ページに移ります。5番の接種対象者ごとの調整事項ですけれども、(1)は、やむを得ない事情があり、住民票所在地外で接種を受ける者をアのところへ羅列しております。イの住所地外接種届出済証の交付。住所地外接種を希望する者は、接種を行う市町村に事前に届け出を行い、住所地外接種届出済証の交付を受けることとなっております。ウにしましては、市町村への届出を省略することができる場合を記載しております。4ページに移りまして、(2)の高齢者施設の入所者及び従事者のことを記載しております。(3)につきましては、16歳未満の者で、現時点では対象外でありますけれども、対象になった場合のことを記載しています。6ページに移ります。6のワクチンの保管・配送ですけれども、基本型の接種施設として公立の七戸病院、七戸町ということにしております。こちらのほうは、ディープフリーザーという超低温冷凍庫の配置施設となる予定です。サテライト型施設は、工藤医院と七戸内科クリニックになりまして、先ほどの基本型接種施設である七戸病院からのワクチンを小分けできる医療機関となります。7番ですけれども、接種後の副反応に対する対応等ですけれども、町では住民への周知をすること、2番は、町の対応として、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受けることとなっております。8番は、接種に関する住民への情報提供及び問い合わせで、町が、それぞれすることとなっております。6ページにおいては、2回ほど専決補正予算を行っております。あと、会場図のほうは、屋内スポーツセンターのほうは、そのとおりを予定しておりますけれども、裏のふれあいセンターは、急遽、中央公民館になったので、いま作成中であります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 1ページです。確認ですけれども、接種順位の6番ですけれども、上記以外の者のことと、下に見込み接種率、インフルエンザの接種率が記載されておりますが、今回はインフルエンザとは違います。町がもっと接種するような案内を出してほしい。

その辺は考えておりますか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） はい、お答えいたします。

6番の上記以外の者につきましては、さきほど16歳未満の者が未定だったために、16歳未満の方の接種の人口となっております。町全体の接種勧奨につきましては、最終的には、同意の上とするということですが、町では、広報とかホームページ、チラシとか配る機会とかがあれば、そういう方法で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） いまの説明、私の聞き方が良くなかったのか、もっと強く発信して町内から一人でも感染者を出さない、そのような強いメッセージを訴えたいということを要望します。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） 今日聞いたら、一般質問が必要なくなるような感じですが、簡単に聞きます。中央公民館の場合に、副作用が出たとき、患者を休ませる部屋が近くにないと思っています。ふれあいセンターの場合は、広くて安心で、パーテーションで区切れば、いくらでも対応できると思っておりました。一般質問でも言いますが、中部、病院との兼ね合いを考えなければ、医者と看護師、あと保健師の対応も訓練をして、電話の問い合わせにもすぐに対応できるようにしておかなければ、町民がますます不安になると思っています。深くは聞きませんから、要望しておきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 国が主導になってやっていることなのですが、いまの接種計画そのものは、例えば県、国の承認、連携というのは、どのようになっているのですか。町の計画をどこかに届出して、承認をもらうとかという手続きは必要ですか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） はい、お答えいたします。

承認ということをございませんが、その都度その都度、県には報告をしております。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 接種の優先順位のところでちょっと引っかかる場所があります。クラスターがいままで出ている施設というのは、病院と介護施設と認識しております。これでいくと健康な65歳以上の方がさきに受けるということになっております。そこには、死亡率の高さとかいろいろなファクターがあつての順位だと思うのですが、少なくとも施設に入っている方々が、皆さん当然のごとく高齢なわけで、高齢の方々が感染しないため

に若い方々の従業員というのは、重症化しなくても菌を保有して入っていかれると非常に厄介だと思っております。そこのところを見ていくとちょっとこれで大丈夫かと思うところが一点と、医療従事者が454人となっておりますが、例えば七戸病院の中の従業員を見たときに町外の方々に看護師をされている方がいます。3ページに記載されていますが、住所地外接種者となっておりますが、この扱いはどうなのですか。七病で働いていても、十和田市から通っている人は、十和田市で受けてくださいという話になるものなのか、その辺はどのようになっていますか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） はい、お答えいたします。

高齢者と高齢者施設等の従事者の質問でよろしかったでしょうか。その場合は、ワクチンの量、配給される量にもよりますが、高齢者のワクチンは、医療従事者のワクチン、合わせて、それで賄うことができるのであれば、高齢者施設等の従事者と高齢者の優先順位は一緒に接種することは可能となっております。もう一つの住所地外のほうですが、基本的には特にワクチンのやり取りというのはなく、届出というものに対して接種ができるものとなっております。基本的には、接種を行う市町村に事前に届けてもらうということになっております。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 人数を見てわかるとおり、優先順位の2番、65歳以上というのが、人数が6,000人以上います。ワクチンがどんどん入ってくれば可能だと思いますが、それでも、6,000人の方に接種をするとすると、3つの医療機関、もしくは集団接種でも1カ月程係るのではと思います。であれば、危険率で人数が少ないところから潰していくという考え方はできないのかということで、検討の余地があるのかと思いましたが、発言をしておきます。回答はおりません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

以上で、本日の議会全員協議会を終了いたします。

お疲れ様でした。

閉会 午後4時01分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年3月 1日

議 長